

A Note on the Latin Greece under the Control of the Angevin Kings of Naples : Petitions of the Habitants in Corfu in 1294

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-04-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 櫻井, 康人 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24247

研究ノート

アンジュー家支配下のラテン・ギリシアに 関する一考察

—— 1294年のコルフ住民の嘆願を手がかりに ——

櫻井 康 人

はじめに

I. コルフを巡る情勢

1. アンジュー家支配まで
2. アンジュー家支配期

II. ギリシア人住民たちからの嘆願

III. 嘆願への対応

IV. コルフ大司教の訴え

V. 役人と不正

おわりに

はじめに

1299年4月、「ギリシア人たちの嘆願 (Petitiones Grecorum)」なる文書が、ナポリ国王シャルル2世・ダンジュー (カルロ2世・ダンジョ) に提出された。この文書は、宗主国であるナポリ王国からアカイア (モレア) 侯国に派遣された役人たちによる不正行為について、「ギリシア人たち」が国王にその是正を求めたものである。しかし、訴人はギリシア人に限定されず、そこにはフランク人も多く含まれている。かつて筆者は、アカイア侯国の社会構造の特殊性を見いだすための手がかりを得るべく、この文書に着目した。従来の研究では、支配者たるフランク人と被支配者たるギリシア人との間に、婚姻関係に基づくある程度の融合は認めつつも、エスニシティーによる線引きを行う傾向が強かった。それに対して、「ギリシア人たちの嘆願」から浮き彫りにされたのは、エスニシティーの境界を越えた所に存在する、運命共同体としての「モレア人」意識の姿であった⁽¹⁾。

その「ギリシア人たちの嘆願」提出の5年前に当たる1294年4月、コルフ (ケルキラ)

⁽¹⁾ 研究史を含めたより詳細については、櫻井康人「「ギリシア人たちの嘆願」から見る「モレア人」の形成」高田京比子・田中俊之・森木広太郎・中村敦子・小林功編『中・近世ヨーロッパ史のフロンティア』昭和堂、2020年刊行予定 (以下、「ギリシア人たち」と略記)、を参照されたい。

の住民たちからも嘆願が提出されていた。当時のコルフもまたナポリ国王の支配下に置かれていたが、この嘆願は、「ギリシア人たちの嘆願」とは異なる角度から、ラテン・ギリシアの構造を照射してくれるものと期待される。従って、本小文の第一の目的は、アンジュー家支配下のコルフに着目した考察を行うことで、アカイア侯国に見られた「モレア人」意識の存在の相対化を試みるための一材料を得ることとなる。加えて、別稿では十分に触れることのできなかった役人に関する考察にも踏み込むことで、ラテン・ギリシアの社会構造・統治構造を総合的に把握するための、さらにはシリア・パレスチナの十字軍国家との比較検討を行うための一つの手がかりを得ることも、本小文の目指すところである。

ただし、予め断っておかねばならないのが、14世紀後半にヴェネツィアの支配下に置かれるまでのコルフの状況を教えてくれる史料が、大きく制約されていることである。年代記史料⁽²⁾や法書史料⁽³⁾を持つアカイア侯国とは異なり、我々が使用できる史料はアン

⁽²⁾ 『モレア年代記』には、フランス語版、ギリシア語版、アラゴン語版、イタリア語版の四種類がある。最も古いのはフランス語版であり、それは1338～1341年の間に、ターラント公フィリップとの婚姻を通じて当時のアカイア侯の地位にあったカトリヌス2世・ド・ヴァロワの要請により作成され、1304年の出来事までを記述している。Longnon, J., *L'empire latin de Constantinople et la principauté de Morée*, Paris, 1949, p. 325. 公刊されているものとしては、J・ブション版とJ・ロンニョン版があるが、本稿ではロンニョン版を用いた。Buchon, J. (éd.), *Recherches historiques sur la principauté française de Morée et ses hautes baronies*, tom. 1, Paris, 1845 (以下、*Recherches* と略記)；Longnon (éd.), *Livre de la conquest de la princée de l'Amorée : Chronique de Morée (1204-1305)*, Paris, 1911 (以下、*Livre* と略記)。なお、英訳版もある。Van Arsdall, A. and Moody, H. (tra.), *The Old French Chronicle of Morea : An Account of Frankish Greece after the Fourth Crusade*, Dorchester, 2015.

次に作成されたのは、1292年までの状況を記述するギリシア語版である。それは、カトリックに改宗した上で、アルカディア領主エラール3世・ル・モールの廷臣となったギリシア人アルコンによって、ギリシア語を日常言語とするフランク人のために、1388年頃までに作成された。一般に、そこには強い反ギリシア人感情が込められているとされる。Jacoby, D., "Social Evolution in Latin Greece", Setton, K. (general ed.), Hazard, H. and Zacour, N. (eds.), *A History of the Crusades*, vol. 6, Wisconsin, 1989 (以下、"Social" と略記), p. 183. 公刊されているものとしては、ブション版とJ・シュミット版があるが、本稿ではシュミット版を用いた。Buchon, *Recherches*, tom. 2, Paris, 1845；Schmitt, J. (ed.), *The Chronicle of Morea (Chronikon tou Moreos)*, London, 1904 (以下、*Chronikon* と略記)。なお、英訳版もある。Lurier, H. (tra.), *Crusaders as Conquerors, The Chronicle of Morea*, New York/London, 1964 (以下、*Crusaders* と略記)。

そして、ラテン・ギリシアの情報を得るべく、聖ヨハネ騎士修道会総長フアン・フェルナンデス・デ・レディーアがラモン・ムタネルに要請したことによって、1393年に作成されたのがアラゴン語版である。フランス語版やギリシア語版からも情報を得つつ、1377年までの状況を伝えるアラゴン語版には、やはり反ギリシア人感情の存在が認められている。Lurier, *Crusaders*, p. 61. 公刊されているものには、対仏訳の付されたA・モレル・ファティオ版がある。Morel-Fatio, A. (éd. et tra.), *Libro de los fechos et conquistas del principado de la Morea compilado por comandamiento de Don Frey Johan Ferrandez de Heredia, maestro del Hospital de S. Johan de Jerusalem*, Genève, 1885 (以下、*Libro* と略記)。

最後のイタリア語版は、18世紀にヴェネツィアで作成されたものなので、本稿では検討の対象外に置いた。なお、イタリア語版は、C・ホップによって公刊されている。Hopf, C. (éd.), *Chroniques gréco-romanes inédites ou peu connues*, Berlin, 1873, pp. 414-468.

⁽³⁾ 『アシズ・ド・ロマニ (ロマニア慣習法)』は、1333～1346年の間、すなわちフランス語版『モレア年代記』とほぼ同じ時期に編纂された。しかし原本は現存せず、我々が見ることができるものは、1423年および1452年に、ギリシア地域における支配の推進を目指したヴェネツィアにて、フランス語で作成された原本からイタリア語に翻訳されたものである。Topping, P., "The Formation of the Assizes of Romania", *Byzantion*, 17, 1944/1945, pp. 304-314；Jacoby, *La féodalité en Grèce médiévale : Les Assises de Romanie* source, application et diffusion, Paris, 1971, p. 13 ff. 公刊されているものにはG・レク

ジュー家関連文書⁽⁴⁾に限定されている。従って、本稿の考察は最後の史料群の分析に大きく依拠せざるをえない。

では、まずは嘆願が提出されるまでのコルフの状況を概観しておくが、本稿に関連する宗主、領主、ロマニア総代理人、コルフ長官などに関する情報は末尾に表として掲載しておくので、適宜参照されたい。

I. コルフを巡る情勢

1. アンジュー家支配まで

1081年、プッリャ＝カラブリア公ロベルト・イル・グイスカルド（ロベール・ギスカール）と、その息子にして後に第一回十字軍に参加してアンティオキア侯となるボエモンド（ボエモン）が、ビザンツ帝国領に侵攻し、その過程でコルフを制圧した。しかし、1084年、ヴェネツィアの援助を得たビザンツ皇帝アレクシオス1世コムネノスはその奪還に成功し、ヴェネツィアには見返りとしてコルフにおける商業上の特権が付与された⁽⁵⁾。その後の1147年、シチリア国王ルッジェーロ2世（ロジェ2世）がコルフを一時占領したが、ビザンツ皇帝マヌエル1世コムネノスは神聖ローマ帝国やヴェネツィアの助力を得て、ルッジェーロの軍勢を退けることに成功した⁽⁶⁾。このようにノルマン人支配下のシチリアはその誕生時よりコルフと関わりを持ったが、それはヴェネツィアも同じであった。1123年、教皇カリクストゥス2世の十字軍提唱に応じて最終的にティールの占領に至ったヴェネツィア十字軍の過程において、ヴェネツィアはダルマチア地方およびコルフを攻撃して、同地域における影響力を強めた。当時のビザンツ皇帝ヨハネス2世コムネノスが、ヴェネ

ラ版があり、P・トッピングによる英訳版もある。Recoura, G. (éd.), *Les Assises de Romanie*, Paris, 1930 (以下, *Assises* と略記); Topping (tra.), *Feudal Institutions as Revealed in the Assizes of Romanie, The Law Code of Frankish Greece*, Philadelphia, 1949.

⁽⁴⁾ Buchon (éd.), *Nouvelles recherches historiques sur la principauté française de Morée et ses hautes baronnies*, 2 tomes, Paris, 1844 (以下, *Nouvelles* と略記); Del Giudice, G. (a cura di), *Codice diplomatico del regno di Carlo I. e II. d'Angiò : ossia collezione di leggi, statuti, e privilegi, mandati, lettere regie e pontificie etc., ed altri documenti, la maggior parte inediti, concernenti la storia ed il diritto politico, civile, finanziario, giudiziario, militare, ed ecclesiastico delle provincie meridionali d'Italia, dal 1265 al 1309*, 2 vols., Napoli, 1863-1902 (以下, *Codice* と略記); Perrat, C. et Longnon (pub.), *Actes relatifs à la principauté de Morée, 1289-1300*, Paris, 1967 (以下, *Actes* と略記)。

⁽⁵⁾ Theotokis, G., *The Norman Campaigns in the Balkans : 1081-1108*, Woodridge, 2014, p. 1 ff.; Jervis-White-Jervis, H., *History of the Island of Corfú and of the Republic of the Ionian Islands*, London, 1852, p. 83 f. (以下, *Corfú* と略記)。

⁽⁶⁾ Rowe, J., "The Papacy and the Greeks (1122-1153)", *Church History*, 28, 1959, pp. 115-130; Lock, P., *The Franks in the Aegean, 1204-1500*, New York, 1995, p. 137 (以下, *Franks* と略記); Jervis-White-Jervis, *Corfú*, p. 84 f.

ツィアとの関係を悪化させていたためであった⁽⁷⁾。

1185年、シチリア国王グリエルモ2世（ギヨーム2世）が三度目となるビザンツ帝国内領侵攻を実施し、この際にもコルフは一時占領され、ケファロニアやザンテ（ザキントス）とも併せて、マルガリート・ディ・プリンディジに宮中伯領として下封された。しかし翌年、反ラテン人感情を強く持ったアンドロニコス1世コムネノスを倒してビザンツ皇帝に登位したイサキオス2世アンゲロスではあったが、彼によってコルフは奪還された。ただし、ケファロニア＝ザンテ宮中伯領はシチリア国王の手元に残った⁽⁸⁾。

その後の1195年、イサキオス2世に対して弟のアレクシオス3世がクーデターを起こして皇帝位に就いた。ヴェネツィアと友好的関係にあったイサキオス2世とは異なり、アレクシオス3世が優遇したのはジェノヴァであった。そして1197年から約10年の間は、イオニア海におけるジェノヴァの私掠船の活動が活発化した。ジェノヴァの艦隊長レオーネ・ヴェトラーノは、マルガリートと提携してコルフを制圧して支配下に収めた。しかし、1207年にヴェネツィアはコルフを奪取し⁽⁹⁾、1209年6月、第4回十字軍の結果としてフランク人たちの支配下に収められたギリシア世界の分割を確定したサピエンツァ協定によって、コルフはヴェネツィア領となった。すでに1207年より、ヴェネツィア政府はコルフ、モドン（メソニ）、コロニ（コロニ）の管理を10のヴェネツィア貴族家系に委ねていたが⁽¹⁰⁾、サピエンツァ協定によってそれが公式に認められた。ただし、それに対してレオーネも黙ってはいなかった。1210～1211年の間、彼は再びコルフ周辺域を荒らし回ったのであった⁽¹¹⁾。これに対してアカイア侯ジョフロワ1世・ド・ヴィルアルドゥアンがコルフに「コルフ長官（καπετάνος τῶν Κορφῶν/el capitan à Corfou）」を配備したことを、ギリシア語版およびアラゴン語版の『モレア年代記』は伝えるが、その具体的な役割については不明である⁽¹²⁾。コルフを巡るヴェネツィアとジェノヴァの争奪戦に終止符を打ったのが、テサロニキ国王ボニファーチョ1世の封建家臣となることで自立に成功した、エピロス専制公ミカエル1世コムネノス・ドゥーカスであった。彼は、ヴェネツィアとも封建主従関係を結んだが、1214年までにはコルフの獲得に成功した⁽¹³⁾。

しかし、1257年、シチリア国王マンフレディがエピロスに侵攻し、その過程でコル

⁽⁷⁾ Riley-Smith, J., "The Venetian Crusade of 1122-1124", Aivaldi, G. e Kedar, B. (a cura di), *I comuni italiani nel regno crociato di Gerusalemme*, Genova, 1986, pp. 337-350; Lock, *Franks*, p. 139.

⁽⁸⁾ Lock, *Franks*, p. 144.

⁽⁹⁾ Nicol, D., *The Despotate of Epiros, 1267-1479*, Cambridge, 1984, p. 2（以下、*Despotate* と略記）.

⁽¹⁰⁾ Jacoby, "Social", p. 192.

⁽¹¹⁾ Lock, *Franks*, p. 156; Jervis-White-Jervis, *Corfú*, p. 91 f.

⁽¹²⁾ *Chronikon*, v. 2200; *Libro*, cap. 6: 152, 161.

⁽¹³⁾ Nicol, *Despotate*, p. 4.

フを制圧した。状況の不利を見たエピロス専制公ミカエル2世アンゲロス・コムネノスは、マンフレディに娘ヘレナ・アンゲリナ・ドゥーカイナとの結婚を申し出た⁽¹⁴⁾。1259年、ヘレナとマンフレディとの間で婚姻関係が成立すると、彼女の嫁資とされたコルフは、ドゥラツォ（ドゥレス）やプトリントなどのアルバニアの幾つかの拠点とともに、マンフレディの支配下に置かれることとなった⁽¹⁵⁾。正確な日付けは分からないが、マンフレディはコルフの防衛をケファロニア＝ザンテ宮中伯リッカルド・オルシーニに委ねた。ただし、リッカルドに求められたのは、あくまでもコルフの防衛の義務であり、統治上の実務は「長官（capitaneus）」に委ねられた。史料上で確認されるシチリア王国から派遣された最初のコルフ長官は、マンフレディの「艦隊長（amiratus）」であったフィリップ・シナールである。マンフレディから派遣されたフィリップに対し、エピロス専制公ミカエル2世は、妻テオドラの妹とフィリップとの結婚を申し出た。マンフレディの同意もあったのであろう、コルフも嫁資としてフィリップに与えるという条件の下のことであった⁽¹⁶⁾。

2. アンジュー家支配期

しかし、1266年のベネヴェントの戦いにおけるマンフレディ敗死の報が届くと、まさに結婚式の最中にミカエルはフィリップの暗殺を試みた⁽¹⁷⁾。この際にフィリップが絶命したのか否かは定かではないが、マンフレディを討伐してシチリア国王となったシャルル1世・ダンジューは、1267年1月16日、フィリップ・シナールの弟ガス・シナールをコルフ長官に任命した⁽¹⁸⁾。ガスは兄の報復を目指す中で、コルフのギリシア人住民たちとの関係をかなり悪化させたようである。これに対してシャルルは、同年3月20日、ガルニエリ・アレマンノをコルフの「総代理人（vicarius generale）」兼長官に任命することで⁽¹⁹⁾、ガスによる過度の報復を抑えようとしたと思われる。というのも、同年3月23日（もしくは24日）、シャルルは、ガルニエリに対して、コルフ城代としてユーク・ショードラを任命したことを告げるとともに、フィリップ・シナールの殺害に関わっていないギリシア人たちとは、一刻も早く和解するように命じているからである⁽²⁰⁾。

⁽¹⁴⁾ Nicol, *Despotate*, p. 6.

⁽¹⁵⁾ Jervis-White-Jervis, *Corfú*, pp. 104-106.

⁽¹⁶⁾ Nicol, *Despotate*, p. 13.

⁽¹⁷⁾ Nicol, *Despotate*, p. 13 f.

⁽¹⁸⁾ *Codice*, 1, no. XC. ガス・シナールは、コルフの他にダーダネルス海峡周辺域（ただし、サモス島やキオス（ヒオス）島は除く）も監督下に置いていた。Actes, no. 82.

⁽¹⁹⁾ *Codice*, 1, no. CV.

⁽²⁰⁾ *Codice*, 1, no. CXI.

併せて、ガリニエリには、ケファロニア＝ザンテ宮中伯ではなく、ヴィテルボ条約でシャルルの封建家臣となり、新たなコルフ領主に任命されたアカイア侯ギヨーム2世・ド・ヴィルアルドゥアンの指示に従うように命じた⁽²¹⁾。このようにしてシャルルはコルフ支配の安定および強化に努めたが、復活したビザンツ帝国からの攻撃がその推進を妨げた。とりわけ1274～1276年の間、ビザンツ帝国艦隊からの攻撃が激化し、コルフは何とか持ちこたえたものの、対岸に位置するブトリントは一時制圧されたほどであった⁽²²⁾。一方で、ビザンツ帝国からの攻撃は、シャルルとエピロス専制公ニケフォロス1世ドゥカストとの間の距離を縮め、1279年4月、ニケフォロスはシャルルの封建家臣となった。ただしシャルルは慎重でもあり、同年に新たなコルフ総代理人兼長官としてジョルダノー・ディ・サンフェリーチェを派遣し、彼にはエピロス専制公国をも管理する権限をも与えた⁽²³⁾。

そのジョルダノーは1284年頃に職を退いたようであり⁽²⁴⁾、史料上に確認される後任のコルフ長官となるのが、4年後に着任したユーク・ルソー・ド・シュリーである⁽²⁵⁾。また、1286年には、コルフの領主権は再びケファロニア＝ザンテ宮中伯リッカルドに委ねられた⁽²⁶⁾。これらの背景には「シチリアの晩禱」以降におけるアラゴン国王家に対するアンジュー家の劣勢、とりわけ、1284年のシャルル2世・ダンジューの捕縛、および翌年のシャルル1世の死去があったと思われる⁽²⁷⁾。シチリア（ナポリ）王国の混乱が役人の派遣を困難にし、リッカルドにコルフの管理を委ねざるをえない状況を生んだのであろう⁽²⁸⁾。

1288年にシチリア国王位の放棄と引き替えに釈放されたナポリ国王シャルル2世であったが、翌年に教皇ニコラウス4世からシチリア国王として戴冠されると、彼は再び対アラゴン国王家の姿勢を強めた⁽²⁹⁾。それとほぼ同時にコルフ長官の派遣を再開するなどして統治の支配強化も推進したが⁽³⁰⁾、その背景にはやはりアラゴン国王家に対する牽制があったと考えられる。1290年のリッカルドからアカイア侯フローラン・ド・エノーへのコルフ領

⁽²¹⁾ Zakythinis, D., *Le despotat grec de Morée (1262-1460)*, 1, Paris, 1932, p. 48.

⁽²²⁾ Nicol, *Despotate*, p. 12.

⁽²³⁾ *Actes*, no. 59.

⁽²⁴⁾ *Actes*, no. 59. なお、1293年6月13日付けのタラスコンでシャルル2世によって発給された同文書では、自身の捕縛中に代理人として活動した長男のシャルル・マルテル・ダンジュー（カルロ・マルテッロ・ダンジョ）に対して、コルフ長官としての職務遂行を順当にこなしたジョルダノーの息子や相続人に、800ヴェネツィア・スーおよび60「オンスの金（uncia auri: 以下、uaと略記）」を与えるように命ぜられている。

⁽²⁵⁾ *Actes*, no. 27.

⁽²⁶⁾ *Actes*, no. 15.

⁽²⁷⁾ Housley, N., *The Later Crusades, 1274-1580: From Lyons to Alcazar*, Oxford, 1992, p.239 f. (以下、*Later*と略記)

⁽²⁸⁾ 恐らくは、当時捕縛中のシャルル2世の代理を務めたシャルル・マルテルの措置によるものであろう。*Actes*, no. 8.

⁽²⁹⁾ Housley, *Later*, p. 240.

⁽³⁰⁾ Nicol, *Despotate*, p. 36.

主権の移管も、同様の背景を持ったであろう⁽³¹⁾。

しかし、シャルル2世は、フローランにコルフの管理を全面的に委ねたわけでもなかった。コルフ領主権の移管とほぼ同時に、アルバニア兼コルフ総長官としてユーグ・ルソー・ド・シュリーを着任させた。そして1291年9月30日付けのセレストにて発給された文書を通じて、かつてシャルル・マルテルによって配備された騎士たちを活用してコルフの支配と防備を強化するように、シャルルはシュリーに命じている。また、1292年5月12日付けのエクサン・プロヴァンスにて発給されたシャルルの文書は、コルフのみを監督する長官職をジャン・ドーデロンクールに委嘱することを記している⁽³²⁾。そして同日付けのもう一つの文書にて、彼に、サンタンジュ城（アンゲロカストロ）、旧城塞（パレオ・フルリオ）、新城塞（ネオ・フルリオ）および、コルフの対岸に位置するブトリント城の防備強化をなすように命じている⁽³³⁾。さらに、同年同月28日には、恐らくはジャンを補佐するために、もう一人のコルフ長官としてモージェ・ド・ビュッシーが任命された⁽³⁴⁾。

このようにして、コルフの防備を固めたシャルル2世であったが、1293年12月14日、アラゴン国王ハイメ2世とラ・ジュンケラの地で和平を締結した。その内容は、前年4月4日に死去した教皇ニコラウス4世の後任者の即位日から1年と1日の間における双方の武力行使の停止であり、その範囲はコルフやケファロニアを含むアカイア侯領、アテネ公領、エピロス専制公領にも及んだ⁽³⁵⁾。そして、同年12月23日、シャルル2世は、シチリア国王代理人であるシャルル・マルテルに、ラ・ジュンケラの和について知らせるとともに、それをケファロニア＝ザンテ宮中伯やコルフ長官たちを含むラテン・ギリシアの諸侯たちにも公示するよう、エクサン・プロヴァンスから命じている⁽³⁶⁾。その報告が諸侯たちにも提示されたのは、1294年1月26日のことであった⁽³⁷⁾。

しかし、ラ・ジュンケラの和に反対したのが、ハイメ2世の弟フェデリーコ2世であった。彼は、「シチリアの晩祷」でも活躍した艦隊長ルッジェーロ・デイ・ラウリアの率いる艦隊に、ラテン・ギリシア沿岸一帯を攻撃させた⁽³⁸⁾。コルフの住民たちの嘆願は、このような状況の中で提出されたのである。

⁽³¹⁾ *Actes*, no. 15.

⁽³²⁾ *Actes*, no. 27, 35.

⁽³³⁾ *Actes*, no. 35.

⁽³⁴⁾ *Actes*, no. 42.

⁽³⁵⁾ *Actes*, no. 71.

⁽³⁶⁾ *Actes*, no. 72.

⁽³⁷⁾ *Actes*, no. 75, 75bis, 76.

⁽³⁸⁾ *Livre*, para. 753-798; *Libro*, cap. 7: 487-503.

II. ギリシア人住民たちからの嘆願

嘆願書を携えた陳情団が、いつコルフを発ったのかは定かでない。確かであるのは、彼らがプリンディジの国王法官サントーレ・デ・ボナコーサの下に赴いて嘆願書を提出し、その嘆願書を基にしてサントーレと公証人ガブリエーレ・マストラングエロ、および同地の多数の証人によって報告書が作成されたのが1294年4月29日である、ということである。では、まずその報告書の内容から確認してみよう。

コルフ島から、「陪審 (judex)」コンスタンティノス・スカティリス、コンスタンティノス・コミティアノス、ヨハネス・コミティアノス、ニコラス・フィリス、ゲオルギオス・コルウォス、ヨハネス・コロネオス、公証人ミカエル・ノミコプロスからなる代表団が、かつてシャルル2世によって承認の上にギリシア語で作成された特権書を3人のギリシア人聖職者がラテン語訳したものを携えて、要望を述べにやってきた。その特権書とは、1236年12月にエピロス専制公ミカエル2世によって、黄金文書の形で承認されたものであり、さらにさかのぼってその基となったのは、ビザンツ皇帝イサキオス2世アンゲロス、その従兄弟にして初代エピロス専制公となるミカエル1世コムネノス・ドゥーカス（ミカエル2世の父）、およびミカエル2世の叔父にしてエピロス兼テサロニキ専制公であったマヌエル・コムネノス・ドゥカスが作成した黄金文書であった。その内容は、コルフの城内の住民に対し、全貢租（使用税全般）・海路を經由した積荷にかかる税・「賦役 (angariae et perangariae)」・パンによる現物税・豚にかかる1/10税などの免除、および種々の領主特権からの免除を承認したものである。さらに、その免除は彼らの所有地に居住する住民・農民にも適用された。またさらに、同様の免除特権は、コルフ城内・城外に居住する人々や、コルフの *archiepiscopus* に属する人々にも与えられた⁽³⁹⁾。

現地人たちからなる会議体の「陪審」を筆頭とする使節団の意図は、慣習的に認められてきた特権の回復であり、その背後にアンジュー家、とりわけシャルル2世による特権の侵害を見ることは間違いないであろう。上記のように、アラゴン王家との対立の中でなされた城塞の防備強化は、現地住民たちに過度の金銭負担や賦役を強いていたようである。逆に言えば、少なくとも1288年までは、アンジュー家によるコルフ支配は過去の慣習に則ったものであった、ということになる。では、それまでの支配とはどのようなものであったのか。1299年4月頃に提示された「ギリシア人たちの嘆願」⁽⁴⁰⁾との比較から考えてみよ

⁽³⁹⁾ *Actes*, no. 79.

⁽⁴⁰⁾ *Actes*, no. 206. 「ギリシア人の嘆願」についての詳細は、拙稿「ギリシア人たち」の第3節を参照されたい。

う。

「ギリシア人たちの嘆願」とコルフからの嘆願との間には、大きく見て三つの異なる点がある。まず一つは、陳情団の筆頭者の地位・肩書きである。「ギリシア人たちの嘆願」における陳情団の筆頭は、「セバストゥス (saivastus)」という称号を持つギリシア人貴族(アルコン)のシグノリノスであったが、コルフからの嘆願の筆頭コンスタンティノス・スカティリスの持つ肩書きは「陪審」であった。陪審は、エルサレム王国をはじめとするシリアやパレスチナの十字軍国家の都市においては行政の中核をなす者であり、領主と密接な関係を持つ有力都市民たちであった⁽⁴¹⁾。

これに関連して二つ目は、陳情団の構成メンバーのエスニシティーに関するものである。「ギリシア人たちの嘆願」の陳情団にはフランク人領主たちも含まれたが、コルフからの嘆願のそれはギリシア人たちのみからなる。『アシズ・ド・ロマニ』には陪審についての記述が見られないので推測の域を出ないが、ペロポネソス半島とは異なり、コルフではシリアやパレスチナの十字軍国家の都市と同様の行政が展開されており、そしてそこにはフランク人が関与することはなかった、と考えられる。そして、コルフにおいては征服者であるフランク人たちの入植は、半島部ほどには進展しなかったのであろう。また半島部とは異なり、コルフではアルコン層も形成されなかったようである。このことを傍証してくれるのが、コルフと同じくターラント公フィリップ(フィリッポ)の直轄下に置かれたアルタには、ココマティアノスという名の「ギリシア人貴族 (gentil homme grec)」が存在していたことを示すフランス語版『モレア年代記』の記述である⁽⁴²⁾。以上を総合すると、フランク人領主とコルフとの関係は、領主と現地人たちからなる都市共同体との間に結ばれた、緩やかな契約関係に立脚していたと言えよう。

そして最後の点は、陳情の内容そのものである。「ギリシア人たちの嘆願」が批難したのは役人による領地や財産の不当没収であったのに対し、コルフの嘆願が訴えるのはあくまでも役人による特権の侵害であった。まずこのことは、支配強化を志向しつつも、嘆願書の提出を誘発する事態が生じるまでは、アンジュー家はコルフの支配には半島部に比して慎重な態度を取っていた、ということを示す。1249年、アカイア侯ギョーム2世・ヴィルアルドゥアンは、ミストラ制圧に際して激しく抵抗したメリング、スコルタ、ラケダイモン(スパルティ)の住民たちに、すべての税・賦役からの免除を認めるという妥協を余

⁽⁴¹⁾ 拙稿「都市エルサレムのブルジョワ前期エルサレム王国の統治構造」『史林』83巻2号、2000年、61～101頁；拙稿「十字軍国家における都市統治構造」『ヨーロッパ文化史研究』19号、2018年、41～75頁。

⁽⁴²⁾ *Livre*, para. 982.

儀なくされた⁽⁴³⁾。恐らくコルフでも同様の契約がなされたものと思われるが、コルフの場合は、激しい抵抗の末にはなく、そこが海洋交通の要所であることがフランク人からの多くの譲歩を引き出したのであろう。

以上、コルフ住民の嘆願について見てきたが、まだ大きな疑問が一つ残されている。それは、archiepiscopus についてである。嘆願書の中にも記されているように、それはギリシア語で作成されたものがラテン語に訳されたものであり、従って archiepiscopus は元々 αρχιεπίσκοπος と綴られていたと思われる。いずれにせよ問題は、それがギリシア正教会の大主教を指すのか、それともローマ＝カトリック教会の大司教を指すのかということであるが、この嘆願書からはそれが判明しない。この点についても併せて考えてみるべく、次に嘆願への対応がどのようなものであったのかについて見ていくこととしよう。

III. 嘆願への対応

ナポリ王国がいち早く対応したのは、archiepiscopus に関する問題であった。嘆願書が国王法官サントーレに受領されてから1ヶ月も経たない1294年5月18日、「クーリア (curia: 国王宮廷 (議会))」は、「コルフの archiepiscopus のために (Pro archiepiscopo Corfyensy)」と題された、コルフ島の長官たちや「開拓長たち (masseries)」に対する命令文書を発給した。そこでは、archiepiscopus や聖堂参事会の財産に関して、シャルル1世期の規則を守り、彼らを困らせないように命ぜられている⁽⁴⁴⁾。ただし、この段階でもそれが大主教なのか、大司教なのかは判然としない。

その約1ヶ月後の1294年6月13日、シャルル2世自ら、「コルフの人々のために (Pro hominibus insule Corfoy)」と題する文書をバーリから発した。そこには、かつて住民たちがカルロ2世に代表団を派遣したこと、その代表団は、陪審コンスタンティノス・スカティリス、コンスタンティノス・コミティアノス、ヨハネス・コミティアノス、ニコラス・フィリス、ヨハネス・コロネオス、公証人ミカエル・ノミコプロスからなったこと、彼らの訴えを受けて、「統括者 (gubernator)」としてコルフ長官ギヨーム・グローステストを任命したこと、そして、彼がコルフ住民たちの古い慣習と特権に従って治めるであろうこと、が伝えられている⁽⁴⁵⁾。

⁽⁴³⁾ *Chronikon*, v. 2985-3007, 4576-4594.

⁽⁴⁴⁾ *Actes*, no. 83.

⁽⁴⁵⁾ *Actes*, no. 90. なお、ここでは使節団の中にゲオルギオス・コルウォスの名は見られないが、その理由は不明である。

さらにその3日後の6月16日には、「コルフの町の聖職者たちのために (Pro presbiteris civitatis Corfoi)」と題するクーリアの文書がトラニーにて発給された。そこでは、コルフの長官(ギヨーム・グロステスト)に対して、コルフの財政に関する三つの問題の処置についての指示を行っている。一つ目は、ギリシア人聖職者たちがその住民から慣習的な税を徴収することはコルフの慣習であるが、その慣習に反してコルフの *archiepiscopus* がそのような徴収を止めるように指示したことに対し、ギリシア人の聖職者たちを騒がせないように訓告せよ、との指示である。二つ目は、ヨハネス・コナトスとガリアノス・カプロスの未亡人、ヘレナとマリアが、かつてのマンフレディの艦隊長フィリップ・シナールの死に彼女たちの夫たちが関与していたという言いがかりにより、不当にも宮廷にその財産が没収されたことに関して訴えたことについて、もし彼女たちが貧しいのであれば全財産を返還するように、という指示である。そして三つ目は、コルフもロマニアと同様に古き慣習に従って、もし新しい教会が建立された場合、その教会および聖職者がその敷地の収穫を得ることができるので、*archiepiscopus* が不当にもそれを妨げないように命ぜよ、との指示である⁽⁴⁶⁾。ここからは、ギリシア正教会の聖職者たちと、カトリック教会の大司教との間に衝突があったことが分かると同時に、嘆願書に現れた *archiepiscopus* がカトリックの大司教であったことが判明する。とすると、陳情団の目的は、大司教の利害の保護・防衛ではなく、大司教の領内に居住するギリシア人住民たちの権利を回復することにあった、と考えられる。従って、そこにはエスニシティーを越えた運命共同体の姿を見いだすことはできなくなるのである。

これらによってコルフ住民たちを安心させる一方で、同じ6月16日にクーリアは、「コルフ全域に対して (Pro uiversitate Corfoi)」と題した命令文書を発給した。そこでは、ピエール・ド・リルとギヨーム・ド・ボンセに対して、コルフ城の裾に最近建てられた(恐らくは現地人の)家を調査して、もしそれらが城にとって脅威になるのであれば、最終的には打ち壊させるように、特別な委託がなされているのである⁽⁴⁷⁾。また、6月24日には、コルフ長官ギヨームに対して、「従者たち (*servientes*)」に城塞の「管理 (*custodia*)」強化を命ずるように指示するクーリアの文書が、グラヴィーナ・イン・プーリアにて発せられた⁽⁴⁸⁾。さらに、7月23日にスルモーナにて同じくクーリアによって発給された「ターラント公(フィリップ)のために (Pro principi Tarantino)」と題した文書では、ギヨーム・グロステストとその家臣たちに対して、ターラント公フィリップがピエール・ド・リルを新し

⁽⁴⁶⁾ *Actes*, no. 92.

⁽⁴⁷⁾ *Actes*, no. 91.

⁽⁴⁸⁾ *Actes*, no. 95.

いコルフ長官として派遣したことが告げられている⁽⁴⁹⁾。翌月 13 日には、コルフおよびブトリン트가シャルル 2 世からフィリップに正式に下封され⁽⁵⁰⁾、それと同時にコルフの「家臣たち (homines)」はフィリップに忠誠をなすように命ぜられている⁽⁵¹⁾。新たなコルフの支配者となったフィリップは、同年末の 12 月 5 日、コルフ長官 (ピエール) に対して、島内の城の修復を遂行するように命ずる文書をナポリにて発給したのである⁽⁵²⁾。

結局のところ、宗主シャルル 2 世とクーリアは、領主や長官を筆頭とする役人たちの総入れ替えを行うことによって、またコルフ大司教を抑えることで、コルフ住民たちをなだめた。しかし、このことがもう一つの問題を引き起こすこととなった。

IV. コルフ大司教の訴え

さて、そもそもラテン・ギリシアに派遣された役人たちは、どのような者たちであったのであろうか。嘆願書を受ける形で 1294 年 6 月 16 日に派遣された二人から見てみよう。

ラテン・ギリシアにおけるギヨーム・ド・ポンセの経歴は、1292 年、シャルル 2 世の息子のターラント公フィリップと、エピロス専制公ニケフォロス 1 世の娘タマル・アンゲリナ・コムネナとの間の婚姻に関する外交使節として活動したことから始まる⁽⁵³⁾。コルフでの職務に就いてから約二ヶ月後の 8 月 13 日にはシャルル 2 世の宮廷に戻っているが⁽⁵⁴⁾、少なくとも 1299 年 10 月 19 日までは、彼はクーリアのスタッフとしてコルフの管理に関与していた痕跡を残している⁽⁵⁵⁾。

もう一人のピエール・ド・リルが史料上で初めて現れるのは、1289 年 10 月 3 日のことである⁽⁵⁶⁾。少し前の 9 月 26 日、シャルル 2 世は、新たにアカイア侯となったイザベル・ド・ヴィルアルドゥアンとフローラン・ド・エノーに対して在地のパロンや家臣たちに臣従するよう促すために、リッカルド・ダイローラとジョヴァンニ・デ・ガリポリをアカイア侯国に派遣した⁽⁵⁷⁾。しかし、リッカルドが病により死去したために、ピエールが急遽派遣されることとなった。その後もピエールはシャルル 2 世の外交使節として活動し続け、同年

⁽⁴⁹⁾ *Actes*, no. 104.

⁽⁵⁰⁾ *Actes*, no. 117.

⁽⁵¹⁾ *Actes*, no. 118.

⁽⁵²⁾ *Actes*, no. 125.

⁽⁵³⁾ *Actes*, no. 41, 43.

⁽⁵⁴⁾ *Actes*, no. 116, 117.

⁽⁵⁵⁾ *Actes*, no. 225.

⁽⁵⁶⁾ *Actes*, no. 8.

⁽⁵⁷⁾ *Actes*, no. 7.

12月22日にはネグロポンテ（エヴィア）公国に派遣され⁽⁵⁸⁾、1291年6月1日にはシャルル2世の息子のターラント公フィリップと、エピロス専制公ニケフォロス1世の娘タマル・アンゲリナ・コムネナとの間の婚姻に関する交渉のために東方に派遣された⁽⁵⁹⁾。同年9月18日、翌年の1月20日と12月17日にもアカイア侯国に派遣され、また1294年7月9日には、サンタ・セヴェリーナ大司教ロゲリウスとともに、アテネ公国に派遣された⁽⁶⁰⁾。このような豊富な外交使節としての経験を経て、上に見たように1294年7月23日にコルフ長官として着任したのであるが、それはあくまでも彼に与えられた職務の一つに過ぎなかった。というのも、7月24日には、アカイア侯としてのターラント公フィリップの代理人として、彼がアカイア侯国でも活動しているからである⁽⁶¹⁾。このように、シャルル2世期から活動を開始し、フィリップの下で重用されていたピエールであったが、1294年7月25日、任期途中ながら、シャルル2世によってラテン・ギリシアにおける職から、やはりサンタ・セヴェリーナ大司教ロゲリウスとともに解かれた。当時、アカイア侯国とアテネ公国はテーベ領を巡って対立しており、ピエールにはその問題を解決することが求められたが、事が上手く進展しないからであった⁽⁶²⁾。

ピエールの解職後のコルフ長官にはギヨーム・グローステストが復職し、1295年2月28日、彼は、その一度目の長官としての前任者であったジャン・ド・デロンクール・ディ・フォースレトルによって正当な理由なくして解職されたコルフ城代を復職させている⁽⁶³⁾。1296年にはコルフ長官職はジョヴァンニ・デ・ガリポリに移るが、1298年7月25日、ギヨームはターラント公フィリップによって、シモン・ド・マルジに代わるロマンニアの総代理人に任命された⁽⁶⁴⁾。ギヨームの総代理人としての職務は、1299年7月28日にジョフロワ・デュ・ポールへと引き継がれた⁽⁶⁵⁾。

ジョヴァンニ・デ・ガリポリがかつて1289年9月26日にアカイア侯国に派遣されたことは上でも触れたとおりである。彼の外交使節としての活動は1292年12月17日までは続いていたようであるが⁽⁶⁶⁾、その後の彼の活動については不明である。しかし、遅くとも1296年3月9日までには、彼がコルフ長官となっていたことが、コルフ大司教ステファ

⁽⁵⁸⁾ *Actes*, no. 9.

⁽⁵⁹⁾ *Actes*, no. 21.

⁽⁶⁰⁾ *Actes*, no. 26, 33, 55, 100.

⁽⁶¹⁾ *Actes*, no. 105.

⁽⁶²⁾ *Actes*, no. 110.

⁽⁶³⁾ *Actes*, no. 142.

⁽⁶⁴⁾ *Actes*, no. 201.

⁽⁶⁵⁾ *Actes*, no. 214-217. なお、ギヨームは1300年1月9日までには死去した。*Actes*, no. 229.

⁽⁶⁶⁾ *Actes*, no. 7, 8, 9, 55.

ヌスの訴えから判明する⁽⁶⁷⁾。

1296年3月9日、シャルル2世は、ナポリにて「コルフ大司教のために (Pro archiepiscopo Corfiensi)」と題する命令文書を発給した。それは、教会人に対する監督権・1/10税徴収権・教会領がターラント公フィリップの役人や家臣たちによって過度に侵害されている、というコルフ大司教ステファヌスからの訴えにしかるべき対処をなすよう、フィリップに命じたものである⁽⁶⁸⁾。その三日後にもシャルル2世は、やはりナポリにて同名の文書を発している。そこからは、ロマニア総代理人ボンザール・ド・デュルネ⁽⁶⁹⁾の指示の下、コルフ長官ジョヴァンニ・デ・ガリポリが、ステファヌスからコルフ大司教の財産のみならず、職務をも奪ったことが判明する。それに対するシャルル2世の命令は、ステファヌスを困惑させないように、というものであった⁽⁷⁰⁾。それでも問題は上手く対処されなかったようであり、1296年9月26日、クーリアによってフォッジャにて発せられた文書は、開拓長の公証人テオドールに大司教から借りた金銭を返還させるよう、ジョヴァンニに命じている⁽⁷¹⁾。さらに同日には、コルフ大司教の保護のための証書も、クーリアによって発給された⁽⁷²⁾。宗主シャルル2世やクーリアによるこれら一連の対処によって、ジョヴァンニとステファヌスの関係も修復したと思われる。というのも、同年10月1日にナポリにて発給されたクーリアの文書は、テーベ領を巡って争っていたアテネ公とアカイア侯とを和解させるための役割をジョヴァンニとステファヌスに委ねた、ということを書いているからである⁽⁷³⁾。しかし、ステファヌスが大司教の職を去ると、問題は再発したようである。

1299年7月9日にナポリにて発給された、コルフ長官マテュー・ド・ジェモーに宛てられたクーリアの文書は、ターラント公フィリップの開拓長ジョヴァンニ・ペレグリーニを罰し、コルフ教会の財産を回復するように命じている。その理由は次のとおりである。ステファヌスが大司教職を退いてしばらく大司教が空位となった間、ジョヴァンニはコルフの多くの教会から聖遺物や農作物などの財産を略奪してヴェネツィア商人に売却した。その結果、住民の宗教儀礼も行えなくなってしまった。新たな大司教として着任したデメトリオスが、失われた物を取り戻そうとするもそれもできなかった。加えて、ジョヴァン

⁽⁶⁷⁾ ジョヴァンニ・デ・ガリポリのコルフ長官としての活動は、1296年10月1日まで確認することができる。Actes, no. 191, 192.

⁽⁶⁸⁾ Actes, no. 167.

⁽⁶⁹⁾ 総代理人ボンザール・デュルネの活動の痕跡は、1295年7月1日に始まり、1296年3月12日に終わる。Actes, no. 155, 156, 157, 161, 163, 168.

⁽⁷⁰⁾ Actes, no. 168.

⁽⁷¹⁾ Actes, no. 186.

⁽⁷²⁾ Actes, no. 187.

⁽⁷³⁾ Actes, no. 191, 192.

ニは教会の墓地で食堂や居酒屋を開業した。それに対してデメトリオスが破門宣告するも、ジョヴァンニは意に介さなかった。また、ジョヴァンニは、教会に属する農民ミカエル・コントヨハニスを厳しく鞭打った上で投獄し、ついには3グロッソ・ソリドゥスで売却してしまった。デメトリオスはジョヴァンニを再度破門に処した上で、ナポリ国王に訴えたのであった⁽⁷⁴⁾。

ここでまず触れておくべきことは、ステファヌスの後任デメトリオスについてである。その名前からして解るように、彼はギリシア人であった。その大司教就任はラテン・ギリシア世界に居住するギリシア人を極力刺激しないようにとの教皇庁の配慮でもあろうが、そこにはナポリ国王の意向が強く反映されたと考えられる⁽⁷⁵⁾。というのも、大司教・司教たちもまた、アンジュー家によるラテン・ギリシア政策のために活用された痕跡が、幾つか残っているからである。例えば、すでに触れたサンタ・セヴェリーナ大司教に加えて、ビトント司教レウキウスも、1283年11月11日から1294年6月10日の間、外交使節として活動しており、彼には20uaが給与として支払われた⁽⁷⁶⁾。また、エピロス専制公国領内にあるクロエの司教として赴任したロマーヌスには、バルレッタの関税および「商館(fundicus)」の収益から年4uaが給与・助成金として支払われた⁽⁷⁷⁾。

しかし、ギリシア人大司教デメトリウスの着任は、在地の役人たちにとってはさらなる不正行為の契機となり、その環境を整えることとなった。マテューとジョヴァンニは、ターラント公フィリップに送られるべき塩に関しても不正を働いていたようであり、1299年10月19日、クーリアは、コルフ長官と開拓長に宛てて、塩の送付については適任者を派遣することを通告している⁽⁷⁸⁾。ジョヴァンニがどのように罰せられたのかは分からない。しかし、少なくとも1300年3月3日までは、彼は干拓長としての職務を遂行し続けたのであった⁽⁷⁹⁾。

⁽⁷⁴⁾ Actes, no. 213.

⁽⁷⁵⁾ K・セットンによると、デメトリオスの対抗馬であったシモン・アトゥマノは、ギリシア人とトルコ人の混血であったために大司教に選出されなかった。しかし、1366年にシモンはテーベ大司教に任命された。Setton, *Catalan Domination of Athens, 1311-1388*, Cambridge/Massachusetts, 1948, pp. 140-143.

⁽⁷⁶⁾ Actes, no. 69, 89.

⁽⁷⁷⁾ Actes, no. 97.

⁽⁷⁸⁾ Actes, no. 225, 226.

⁽⁷⁹⁾ Actes, no. 234.

V. 役人と不正

本稿で用いる史料の性格上、ラテン・ギリシアに派遣された役人たちはおしなべて不正を働いていたかのように見えてしまう。確かに、すべての役人が不正を常態化させていた、とまでは言うことはできない。しかし、現地に赴任した役人たちが不正を働かざるをえなかった環境が、アンジュー家支配下のラテン・ギリシアにはあったように思える。

当然のことながら、役人たちには、とりわけ代理人や長官には様々な権限が与えられた。例えば、『アシズ・ド・ロマニ』第117条は、「役人 (official)」たちは領主の家臣たちの財産を接収する権限を持たないが、「総代理人 (lo bailo)」と「長官 (lo capitano)」のみは例外的にその権限を有するとしている⁽⁸⁰⁾。しかし、彼らと領主たちとの間には決定的な違いがあった。それは、経済的基盤である。原則として、ラテン・ギリシアに派遣された役人たちは、給与制の下で任務に当たった。具体的な金額について、例えば「財産管理官 (magister terrarium et bonorum)」ロバール・ド・ラ・クロワの給与は年60uaであった⁽⁸¹⁾。ロマニア総代理人ジョフロワ・デュ・ポールの場合は年250uaであった⁽⁸²⁾。上に触れたが、ビトント司教レウキウスの年給20uaやクロエ司教ロマーヌスの年給4uaと比較すると、さらには、ターラント公妃タマルへの支給額が年200uaであったこと⁽⁸³⁾と比較すると、俗人役人たちの給与は比較的恵まれたものであったと言える。ただし、そこには二つの大きな問題があった。

一つは、給与には必要経費も含まれていたということである。従って、役人たちの生活は決して楽であったわけではなく、例えば、コルフ長官ガス・シナールは多額の負債を抱えたまま死去し、最終的には1294年6月24日、シャルル2世はその相続人たちの肩にのしかかったガスの全負債を免除する措置を講じた⁽⁸⁴⁾。またもう一つの問題は、給与の支払いが常に円滑になされたわけではなかったことである。例えば、1292年1月15日、シャルル・マルテルは、かつてシャルル2世によってビザンツ皇帝アンドロニコス2世パレオロゴスの下に派遣されたピエール・ド・シュリーに対して早急に給与100uaを支払うよう、オートラントの「裁判官 (justiciarius)」に命じている⁽⁸⁵⁾。また、1290年4月18日、クーリアは、アカイア侯となったフローラン・ド・エノーに対して、シャルル1世以来現地で

⁽⁸⁰⁾ *Assises*, 117.

⁽⁸¹⁾ *Actes*, no. 235.

⁽⁸²⁾ *Actes*, no. 217.

⁽⁸³⁾ *Actes*, no. 195.

⁽⁸⁴⁾ *Actes*, no. 93.

⁽⁸⁵⁾ *Actes*, no. 32.

職務に当たっていた役人たちの相続人たち、および職務に当たっている役人たちに然るべき俸給を支払うように命じている⁽⁸⁶⁾。このように給料を支払う側の宗主・領主も経済的に楽ではなかったことは、コルフの城代たちに支払う給金を捻出するために1,000サルマの塩を売却せねばならなかった、ということを書す1300年3月9日に発給されたクーリアの文書が端的に物語っている⁽⁸⁷⁾。

宗主や領主たちには、役人たちへの給与の他にも、ラテン・ギリシアを維持・管理するための多額の経費も必要であった。最も重い負担となったのは、駐屯軍を維持するための出費であった。それぞれ具体的な人数は不明であるが、一個軍団の派遣・給与の経費として、1295年2月18日の文書は754ua⁽⁸⁸⁾が、同年2月20日の文書は440ua⁽⁸⁹⁾が必要であったことを記している。かさむ軍事費を軽減するために、1296年9月26日、クーリアは、ナポリ王国艦隊長代理のリッカルド・ダゲッロに対して、アカイア侯国領内の1/10税の収益から500uaを船の建造費に充当するように、と命じたのである⁽⁹⁰⁾。この命が上記のコルフ大司教ステファヌスの訴えと時期的にほぼ同じであることは、偶然ではないであろう。

駐屯軍などに分配する食糧、とりわけ小麦・大麦の調達費も、現地を直接に管理する領主たちの肩に重くのしかかった。ラテン・ギリシアは穀物に関してはイタリアに大きく依存していたようであったが、1292年6月14日から1296年10月27日の間はその傾向が顕著に表れ、年間2,000サルマの小麦、もしくは1,000サルマずつの小麦と大麦が、ナポリ王国から輸入された。100サルマにつき11uaが相場であり、従って、年間の穀物購入費は220uaに登った⁽⁹¹⁾。このような状況が役人たちを不正行為に導いたであろうことは、1296年9月27日以降、宗主であるシャルル2世とそのクーリアが、領主であるターラント公フィリップの派遣した役人たちの問題への対処に本腰を入れ始めたことから理解される⁽⁹²⁾。

自分の派遣した役人たちによる不正問題を受けて、1298年7月25日、フィリップはロマニア総代理人をシモン・ド・マルジから、かつてのコルフ長官ギヨーム・グローステストに代えた。ただし、フィリップ自身は役人たちの不正を黙認していたようである。というのも、彼が変更したのは総代理人のみであり、封などの管理を担当する「行財政官 (prothovestarius)」などの他の役人たちは、継続して任命したからである⁽⁹³⁾。これに対して

⁽⁸⁶⁾ *Actes*, no. 14.

⁽⁸⁷⁾ *Actes*, no. 235.

⁽⁸⁸⁾ *Actes*, no. 137, 138.

⁽⁸⁹⁾ *Actes*, no. 139.

⁽⁹⁰⁾ *Actes*, no. 188.

⁽⁹¹⁾ *Actes*, no. 48, 115, 122, 157, 174, 194.

⁽⁹²⁾ *Actes*, no. 190.

⁽⁹³⁾ *Actes*, no. 201.

クーリアは、約4ヶ月後の1298年11月27日、「総親任官 (commissarius generale)」としてエメリー・ド・ポワッシーを現地に派遣して、フィリップの役人たちによる不当行為を調査するように命じた⁽⁹⁴⁾。その調査を受けた翌1299年7月5日、クーリアは、フィリップの役人たちに対して、全収益をシャルル2世によって任命されたロベール・デ・クールに引き渡すよう命じた⁽⁹⁵⁾。そして同年7月28日、クーリアは、ギヨーム・グロステストを解任、および新たなロマニア総代理人としてジョフロワ・デュ・ポールの派遣を決定した⁽⁹⁶⁾。翌日、ジョフロワは報告書をクーリアに提出した。それによると、「私腹を肥やそうとした (asserentis terram seu bona ipsa valere)」ギヨームは、騎士ジャン・ド・ラニーに年400uaの金銭を要求した上で、その領地を没収していたのであった⁽⁹⁷⁾。そしてその5日後には、ギヨームは同様のことを騎士アンソー・ド・ブリュイエールにも行っていたことも報告された⁽⁹⁸⁾。翌年の1300年1月8日、クーリアは、公証人ピエトロ・フェリーチェ・デ・バーリの算出に基づいて、この段階では故人となっていたギヨーム・グロステストの資産500ヒュペルピロンをクーリアへと送金するよう行財政官に命じている。なお、同文書にはジョフロワ・デュ・ポールの給料が100ヒュペルピロンであったと記されていることから、当時の100ヒュペルピロンは250uaにほぼ相当し、従ってギヨームの不正利益は年収の約5倍の額に達していたことが分かる⁽⁹⁹⁾。しかし、この度のギヨームの不正事件はこれで幕引きとはならなかった。

翌日の1月9日、シャルル2世は、ジャン・ド・ラニーへの返金額は260uaであること、故ギヨーム・グロステストの動産を、不動産資産・会計帳簿・文書とともに、クーリアへと送ること、虚偽報告の咎ゆえにピエトロ・フェリーチェを捕縛して、その財産1,000ヒュペルピロンと書簡類を没収することがクーリアにおいて決定されたとの告知文書を発給したのである⁽¹⁰⁰⁾。その資産額からは役人の不正を支えて相当に潤っていた公証人の姿も浮かび上がるが、最終的には1300年7月12日、クーリアは、父リッカルドの後を継いでケファロニア＝ザンテ宮中伯にあったジョヴァンニに対して、ジョフロワ・デュ・ポールを補佐してピエトロを捕縛するように命じたのであった⁽¹⁰¹⁾。

ギヨーム・グロステストの不正問題を公証人ピエトロにすべての罪を負わせる形で幕

⁽⁹⁴⁾ *Actes*, no. 204.

⁽⁹⁵⁾ *Actes*, no. 212.

⁽⁹⁶⁾ *Actes*, no. 214.

⁽⁹⁷⁾ *Actes*, no. 215.

⁽⁹⁸⁾ *Actes*, no. 216.

⁽⁹⁹⁾ *Actes*, no. 228.

⁽¹⁰⁰⁾ *Actes*, no. 228.

⁽¹⁰¹⁾ *Actes*, no. 243.

引きとすることは、シャルル2世およびクーリアが事前に描いていたシナリオに沿ってのことであったのかもしれない。というのも、1299年11月10日、クーリアは行財政官に対して、故ギヨーム・グローステストが総代理人の時代にクーリアに送付していたのと同じ額面の金銭・動産を要求しているからである⁽¹⁰²⁾。そもそも、かつてギヨームがコルフ長官に任命されたのは、前任者ジャン・ド・デロンクールによって行われた様々な不正を是正するためであったが⁽¹⁰³⁾、その際にも同様の幕引きが図られたのではなかろうか。総代理人や長官の多くは、ナポリ国王の家産役人であり、そしてクーリアの構成員であった。例えば、1294年5月13日付けシャルル2世発給文書の副署人欄からは、かつてのコルフ長官ユーク・ルソー・ド・シュリーと、発給から2ヶ月後にはコルフ長官として赴任することとなるピエール・ド・リルが空間を共有していたことが分かる⁽¹⁰⁴⁾。彼らが共有していたのは、空間のみではなかったであろう。

おわりに

ラテン・ギリシアの支配は、現地に居住していたギリシア人有力者に対する妥協・譲歩を伴ったため、在地に所領を持たない者たちにとっては、その維持・管理のための経費の上での負担は小さくなかった。領主や派遣役人たちは不正、すなわち現地人たちに認められてきた慣習的特権の侵害という形で、出費の穴埋めを行う必要性に迫られた。このことが現地人たちを宗主であるナポリ国王（およびクーリア）への嘆願書の提出に導くこととなった。それに対して、宗主側は、役人の入れ替えと不正に関する調査の実施でもって、現地人有力者たちをなだめるとともに、問題の幕引きを図った。その一方で、宗主はさらなる支配権強化を志向し、領主や派遣役人たちには従来通りの上納金を要求した。派遣役人の頻繁な入れ替えは、役人たちと現地人たちとの間におけるアイデンティティーの形成を妨げた一方で、現地人たちの間で醸成されたいたアイデンティティーを顕在化させることとなった。

ペロポネソス半島部とは異なり、コルフではエスニシティーの境界を越えた「コルフ人」意識の存在を確認することはできなかった。ただし、その背景には、単なるエスニシティーの問題ではなく、社会構造の問題、すなわち海洋交通の拠点であったコルフが都市型の社会形態を有していた、ということもあったのであろう。いずれにせよ、はたしてペロポネ

⁽¹⁰²⁾ *Actes*, no. 227.

⁽¹⁰³⁾ *Actes*, no. 142.

⁽¹⁰⁴⁾ *Nouvelles*, 2, pp. 326-330 (= *Actes*, no. 82).

ソス半島部に見られた「モレア人」意識が特殊であったのか、それともコルフのあり方が例外的であったのか、このことを考えていくには、もう少しサンプルが必要であることは言うまでもない。

表 コルフにかかわる役人たち (1300年まで)

宗主	領主	ロマニア総代理人 (bajulus)	コルフ総長官・長官	その他
マンフレデー (1259~1266)	ケファロニア=ザンテ宮中伯リッカルド・オルシーニ (1259~1267.5.)		フィリップ・シナール (1259~1266)	
シャルル1世 (1266~1285)	アカイア侯ギヨーム2世・ド・ヴィルアルドゥアン (1267.5.~1278)	アカイア侯国軍務長官 (comestabulus) ジャン・ド・ショーデロン (1276~1278.8.26.)	①ガース・シナール (総長官: 1267.1.16.~1279.4.) ②ガルニエリ・アレマンノ (コルフ総代理人兼長官: 1267.3.20.~1279.4.)	ユーグ・ショードラ (城代: 1267.3.23 (24).~?)
	シャルル1世 (1278~1285)	シチリア王国行政長官 (siniscalcus) ガレラン・デイヴリ (1278.8.26.~1280.8.)		
		シチリア王国厩舎長 (marescalcus) フィリップ・ド・ラゴネス (1280.8.~1282.10.)		
		シチリア王国艦隊長ナルジョ・ド・トゥシー (1282.10.~1285)		
	シャランドリツァ領主ギー・ド・トレモライ (1282.10.~1285)			
シャルル・マルテル (国王代理: 1285~1288)		アテネ公ギヨーム1世・ド・ラ・ロシュ (1285~1287)		
シャルル2世 (1288~1309)	ケファロニア=ザンテ宮中伯リッカルド・オルシーニ (1286~1290.4.18)	テーベ領主ニコラ2世・ド・サントメール (1287~1289)	ユーグ・ルソー・ド・シュリー総長官 (1288~1292.5.12.)	
		ボステイツァ領主ギー・ド・シャルビニー (1289)		
	アカイア侯フローラン・ド・エノー (1290.4.18.~1294.8.13.)		①ジャン・ド・ドロンクール・デイ・フォースレトル (1292.5.12.~1294.6.13.) ②モージェ・ド・ビュッシー (1292.5.28.~1294.6.13)	

			ギヨーム・グロース テスト (1294.6.13~ 1294.7.23.)	
	ターラント公フィ リップ (1294.8.13.~ 1309)	ケファロニア=ザン テ宮中伯リッカル ド・オルシーニ (1294 ~1295.7.1.)	ピエール・ド・リル (1294.7.23.~1294.7. 25.)	
			ギヨーム・グロース テスト (1294.7.25.~ 1296)	
		ボンザール・ド・デュ ルネ (1295.7.1~1296. 3.12.)	ジョヴァンニ・デ・ ガリポリ (1296~ 1296.10.1.)	
		シモン・ド・マルジ (1296.3.12.~1298.7. 25.)		公証人テオドール (開拓長: 1296.9.26.)
		ギヨーム・グロース テスト (1298.7.25.~ 1299.7.28.)	マテュー・ド・ジェ モ (?~1299.7.9. ~?)	
		ジョフロワ・デュ・ ポール (1299.7.28.~ 1300.1.9. ?)		ジョヴァンニ・ベレ グリーニ (開拓長: 1299.7.9.~1300.3.3.)

Actes ; Codice ; Nouvelles ; Livre ; Chronikon ; Libro より作成